

市民委員会資料①

1 所管事務の調査（報告）

（3）保育所等の利用調整基準の改正について

資料1 保育所等の利用調整基準の改正案について

資料2 利用調整基準 新旧対照表

資料3 パブリックコメント手続資料

参考資料 多子世帯を対象とする保育所等の優先利用について

市民・こども局こども本部

（平成27年7月21日）

1 児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の基本的な考え方

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）においては、認定こども園、保育所、家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）を利用するにあたり、すべての市町村は、子ども・子育て支援法第20条第1項の規定に基づき、支援法第19条第1項第2号又は同項第3号の区分に係る支給認定を受けた子どもについて、各市町村が児童福祉法第24条第3項及び附則第73条第1項に規定する利用調整を行った上で、各施設・事業者に対して利用の要請を行うこととしています。

本市では、「教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」に基づき、保護者の就労日数・就労時間等により保育を必要とする程度を判断し、ランク・指数・項目点の高い世帯の児童から利用の内定をしています。

同基準は、平成27年4月開始の新制度に対応するために、国から示された優先利用項目の追加等を行うとともに、それまでの「保育所入所選考基準」に関する市民の皆様の御意見を踏まえ、昨年度にパブリックコメント手続きを経て制定したものです。

<参考> 昨年度、国から示された優先利用項目

- ①ひとり親家庭
- ②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
- ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤子どもが障害を有する場合
- ⑥育児休業明け
- ⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童（※連携施設に関する経過措置）
- ⑨その他市町村が定める事由

2 今回の変更理由について

昨年見直した基準を適用してきましたが、兄弟姉妹に関する事項や保護者が疾病の場合や障害を有する場合、認可外保育施設に預けている期間に関することや所得状況による最終判定に関することなど、さらなる御意見等を踏まえ、保育所等を希望する方へ、より公正な基準となるよう、一部を見直します。

また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）の平成27年度（2015年度）の取組として、「第3子以降を保育所等の優先入所の対象とすることの検討」について、各市町村宛てに内閣府及び厚生労働省から依頼の通知が発出されましたので、本市においては現在、別表3におけるきょうだい加点項目の設定などの配慮をしているところですが、別表3においても同点となった場合の取扱いを見直します。

3 変更点について

(1) 別表2「同ランク内での調整指数表」

「保護者が重度の心身障害の場合」の項目の新設

別表1番号4「疾病・負傷・心身障害」のうち、重度の心身障害としてAランクとなった保護者について、別表2においても心身障害の程度に応じて指数加点を行い、同ランク内で優先的な取扱いがなされるよう項目を新設することとします。

- 5点・・・身体障害者手帳1・2級（聴覚障害3級含む）、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合
 - 3点・・・療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級の交付を受けている場合
- ※いずれも、それと同程度の障害を有する場合を含む。

(2) 別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」

「現に認可外施設等に児童を預けており、利用希望日時点でその期間が1年以上になる世帯」の項目点の追加

本項目点は、認可外保育施設等に預けている期間が単に長いことを評価するものではなく、入所保留となったが、育児休業を継続できずに認可外保育施設等を利用して就労している事実に対して加点しています。

認可外保育施設等に預けている期間がある場合には1点加点、認可外保育施設等に預けている期間が1年以上の場合にさらに1点加点、2年以上の場合にさらに1点加点と、昨年度に変更したところですが、3年以上の場合、4年以上の場合、5年以上の場合においても利用調整において加点が必要となることから、1点ずつ加点できるよう変更することとします。

(3) 「別表3においても同点となった場合の取扱い」

別表3においても同点となった場合の最終調整項目として、所得状況のより低い世帯の児童を優先とする取扱いとしていましたが、平成27年度の取組として国から、「第3子以降を保育所等の優先入所の対象とすることを検討」との内容が全国的に示され、本市において検討した結果、別表3においても同点となった場合の取扱いを次のように変更することとします。

別表3においても入所判定が困難な場合は、次の順に内定とする。

1. 養育している子どもが3人以上の世帯
2. 所得状況のより低い世帯

※ 養育とは、同居し、監護（監督・保護）すること。子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のこと。

利用調整基準 新旧対照表

新				旧					
別表1「教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」				別表1「教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」					
番号	保護者の状況		細目	ランク	番号	保護者の状況		細目	ランク
1	居宅外労働（自営を除く） ※常勤・非常勤等の呼称や昼間・夜間等の時間帯にかかわらず、月16日以上かつ1日4時間以上就労していることを基本とし、その実働時間（時間外労働を除く）により細目を区分する。なお、その区分にあたっては、就労内容や収入実績等も確認し、判断を行う。		月実働140時間以上就労	A	1	居宅外労働（自営を除く） ※常勤・非常勤等の呼称や昼間・夜間等の時間帯にかかわらず、月16日以上かつ1日4時間以上就労していることを基本とし、その実働時間（時間外労働を除く）により細目を区分する。なお、その区分にあたっては、就労内容や収入実績等も確認し、判断を行う。		月実働140時間以上就労	A
			月実働120時間以上140時間未満就労	B				月実働120時間以上140時間未満就労	B
			月実働100時間以上120時間未満就労	C				月実働100時間以上120時間未満就労	C
			月実働80時間以上100時間未満就労	D				月実働80時間以上100時間未満就労	D
			月実働64時間以上80時間未満就労	E				月実働64時間以上80時間未満就労	E
			就労先確定	F				就労先確定	F
2	自営 （自宅外自営、親族等が経営の自営を含む） ※経営規模・業種・労働時間・労働密度・就労内容・収入実績等からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。 ※内職従事者については、協力者の細目を適用する。 ※各細目の区分の判断は番号1に準じて行う。	中心者	月実働140時間以上就労	A	2	自営 （自宅外自営、親族等が経営の自営を含む） ※経営規模・業種・労働時間・労働密度・就労内容・収入実績等からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。 ※内職従事者については、協力者の細目を適用する。 ※各細目の区分の判断は番号1に準じて行う。	中心者	月実働140時間以上就労	A
			月実働120時間以上140時間未満就労	B				月実働120時間以上140時間未満就労	B
			月実働100時間以上120時間未満就労	C				月実働100時間以上120時間未満就労	C
			月実働80時間以上100時間未満就労	D				月実働80時間以上100時間未満就労	D
			月実働64時間以上80時間未満就労	E				月実働64時間以上80時間未満就労	E
			就労先確定	F				就労先確定	F
	協力者	月実働140時間以上就労	B	協力者		月実働140時間以上就労	B		
		月実働120時間以上140時間未満就労	C			月実働120時間以上140時間未満就労	C		
		月実働100時間以上120時間未満就労	D			月実働100時間以上120時間未満就労	D		
		月実働80時間以上100時間未満就労	E			月実働80時間以上100時間未満就労	E		
		月実働64時間以上80時間未満就労	F			月実働64時間以上80時間未満就労	F		
		就労先確定	G			就労先確定	G		
3	妊娠・出産		出産予定日の約2か月前から出産後2か月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合 切迫流産等は「疾病」と扱う。	D	3	妊娠・出産		出産予定日の約2か月前から出産後2か月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合 切迫流産等は「疾病」と扱う。	D
4	疾病・負傷・心身障害		(1) 疾病・負傷により常時臥床又は1か月以上の入院 (2) 重度の心身障害 ・身体障害者手帳1・2級（聴覚障害3級を含む）の交付を受けている場合 ・療育手帳の交付を受けている場合 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 ※いずれも、それと同程度の障害を有する場合を含む。	A	4	疾病・負傷・心身障害		(1) 疾病・負傷により常時臥床又は1か月以上の入院 (2) 重度の心身障害 ・身体障害者手帳1・2級（聴覚障害3級を含む）の交付を受けている場合 ・療育手帳の交付を受けている場合 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 ※いずれも、それと同程度の障害を有する場合を含む。	A
			疾病・負傷の治療や療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合	C				疾病・負傷の治療や療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合	C
			慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1か月以上自宅での療養を指示されている場合	E				慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1か月以上自宅での療養を指示されている場合	E
5	介護	病院等居宅外での介護	介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A～E	5	介護	病院等居宅外での介護	介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A～E
		居宅内での介護（通院・通所の付添いを含む。）	通院・通所に要する時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用（ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く。）	A～E			居宅内での介護（通院・通所の付添いを含む。）	通院・通所に要する時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用（ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く。）	A～E
6	災害復旧		災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに番号1の細目を準用	A～E	6	災害復旧		災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに番号1の細目を準用	A～E
7	就学		卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、休憩及び通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A～F	7	就学		卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、休憩及び通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A～F
8	求職活動等		求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合	H	8	求職活動等		求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合	H

利用調整基準 新旧対照表

9	市長による特例	ひとり親世帯等	自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等については、就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A~F	9	市長による特例	ひとり親世帯等	自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等については、就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A~F
		生計中心者の失業	生計中心者の失業（自発的失業は除く。）により生活困窮の状態にあり、就労の必要が高い世帯で就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A~F			生計中心者の失業	生計中心者の失業（自発的失業は除く。）により生活困窮の状態にあり、就労の必要が高い世帯で就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A~F
		その他	その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合 例) 過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、家庭内において虐待若しくは暴力等を受ける恐れがある場合 児童を養育する能力に著しく欠如している場合 対象児童が障害を有している場合	A~H			その他	その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合 例) 過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、家庭内において虐待若しくは暴力等を受ける恐れがある場合 児童を養育する能力に著しく欠如している場合 対象児童が障害を有している場合	A~H

別表2 「同ランク内での調整指数表」

項目	細目	指数
世帯状況	(1) 両親不存在世帯 両親が存在（死亡、拘禁、生死不明）の状態、今後も引き続き同様の状態が見込まれる場合	15
※就労先が確定した場合に別表1にて優先されているひとり親世帯等・生計中心者の失業については、「(5)別表1で優先されている「ひとり親世帯等」・(6)別表1で優先されている「生計中心者の失業」を適用する。 ※各細目の重複適用はしないものとする。(例：父子世帯と生活保護世帯等に該当した場合は指数の高い父子世帯の扱いとする。)	(2) 母子世帯 配偶者（事実婚を含む）のいない女子で、次のアからオに該当する場合 ア 配偶者との離婚又は死別 イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月以上 ウ 配偶者から6か月以上遺棄されている エ 婚姻によらないで母になった女子 オ 離婚を前提に6か月以上別居している女子	10
	(3) 父子世帯 母子世帯に準じる。	10
	(4) 生活保護世帯等 生活保護世帯又は概ね生活保護基準以下の収入で生活している場合で、自立支援のため必要と認められる場合（注1）	7
	(5) 別表1で優先されている「ひとり親世帯等」 別表1「9 市長による特例 ひとり親世帯等」で優先されている世帯の場合（注1）	7
	(6) 別表1で優先されている「生計中心者の失業」 別表1「9 市長による特例 生計中心者の失業」で優先されている世帯の場合（注1）	7
連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児（注1）	卒園後の受け皿となる連携施設が設定されていない地域型保育事業等を卒園した場合の経過措置	7
地域型保育事業卒園児で、連携施設を希望しない場合	地域型保育事業等を卒園し、卒園後の受け皿となっている連携施設への入所を希望しない場合	2
就労実績（注2）	利用希望日時点で1年以上の就労実績がある場合	2
	利用希望日時点で半年以上の就労実績がある場合	1
認可外保育施設等の利用状況	保護者の就労等により、他に児童を保育する者なく、認可外保育施設等に預けている場合、又は転居やきょうだい同園利用希望による幼稚園・特定教育・保育施設若しくは地域型保育事業実施施設からの転園の場合（就労状況等と連動した利用の場合）	2
児童を養育する環境	危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者なくやむを得ず職場に連れて行く場合	1
同居の親族等の状況（注3）	同居の親族その他の者が65歳未満の場合	-3
	同居の親族その他の者が65歳以上の場合	-1
	近隣（半径1km以内）に親族が在住している場合	-1

別表2 「同ランク内での調整指数表」

項目	細目	指数
世帯状況	(1) 両親不存在世帯 両親が存在（死亡、拘禁、生死不明）の状態、今後も引き続き同様の状態が見込まれる場合	15
※就労先が確定した場合に別表1にて優先されているひとり親世帯等・生計中心者の失業については、「(5)別表1で優先されている「ひとり親世帯等」・(6)別表1で優先されている「生計中心者の失業」を適用する。 ※各細目の重複適用はしないものとする。(例：父子世帯と生活保護世帯等に該当した場合は指数の高い父子世帯の扱いとする。)	(2) 母子世帯 配偶者（事実婚を含む）のいない女子で、次のアからオに該当する場合 ア 配偶者との離婚又は死別 イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月以上 ウ 配偶者から6か月以上遺棄されている エ 婚姻によらないで母になった女子 オ 離婚を前提に6か月以上別居している女子	10
	(3) 父子世帯 母子世帯に準じる。	10
	(4) 生活保護世帯等 生活保護世帯又は概ね生活保護基準以下の収入で生活している場合で、自立支援のため必要と認められる場合（注1）	7
	(5) 別表1で優先されている「ひとり親世帯等」 別表1「9 市長による特例 ひとり親世帯等」で優先されている世帯の場合（注1）	7
	(6) 別表1で優先されている「生計中心者の失業」 別表1「9 市長による特例 生計中心者の失業」で優先されている世帯の場合（注1）	7
連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児（注1）	卒園後の受け皿となる連携施設が設定されていない地域型保育事業等を卒園した場合の経過措置	7
地域型保育事業卒園児で、連携施設を希望しない場合	地域型保育事業等を卒園し、卒園後の受け皿となっている連携施設への入所を希望しない場合	2
就労実績（注2）	利用希望日時点で1年以上の就労実績がある場合	2
	利用希望日時点で半年以上の就労実績がある場合	1
認可外保育施設等の利用状況	保護者の就労等により、他に児童を保育する者なく、認可外保育施設等に預けている場合、又は転居やきょうだい同園利用希望による幼稚園・特定教育・保育施設若しくは地域型保育事業実施施設からの転園の場合（就労状況等と連動した利用の場合）	2
児童を養育する環境	危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者なくやむを得ず職場に連れて行く場合	1
同居の親族等の状況（注3）	同居の親族その他の者が65歳未満の場合	-3
	同居の親族その他の者が65歳以上の場合	-1
	近隣（半径1km以内）に親族が在住している場合	-1

利用調整基準 新旧対照表

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">産休明け又は育休明け（注4）</td> <td style="width: 40%;">産休明け、育休明け予定者（4月1日入所については、一次選考の申込期限以降から4月中の復帰者を含む。）</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>今回の申込み以前に育児休業を取得し退所した児童</td> <td>特定教育・保育施設、地域型保育事業実施施設を利用していたが、保護者が育児休業を取得し、自主的に退所した場合において、育児休業終了後、当該施設に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保護者が重度の心身障害の場合（注5）</td> <td>身体障害者手帳1・2級（聴覚障害3級含む）、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級の交付を受けている場合</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>福祉事務所長が特に必要と認めた場合</td> <td>上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認めた場合 例）過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、児童の心身に危険が及ぶ可能性が高く、社会的養護が必要な場合</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> </table> <p>注1 その他の項目とは重複適用しないものとする。また、10点・15点の項目に該当する場合は、当該項目は適用しないものとする。</p> <p>注2 児童の保護者が別表1の番号1または2に該当する場合、保護者それぞれに加算する。ただし、当該期間中において同一ランク相当の就労実績がある場合に加算する。また、疾病等で保育の必要性が継続している場合には、以前の就労も、就労実績として算定する。</p> <p>注3 同居の親族等の健康状態や就労状況等によっては、マイナス指数を適用しないものとする。</p> <p>注4 「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複適用しないものとする。</p> <p>注5 児童の保護者が別表1の番号4（2）に該当する場合、保護者それぞれに加算する。いずれも、それと同程度の障害を有する場合を含む。</p> <p>注6 合計指数の上限は15点とする。</p>	産休明け又は育休明け（注4）	産休明け、育休明け予定者（4月1日入所については、一次選考の申込期限以降から4月中の復帰者を含む。）	2	今回の申込み以前に育児休業を取得し退所した児童	特定教育・保育施設、地域型保育事業実施施設を利用していたが、保護者が育児休業を取得し、自主的に退所した場合において、育児休業終了後、当該施設に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。	10	保護者が重度の心身障害の場合（注5）	身体障害者手帳1・2級（聴覚障害3級含む）、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合	5	療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級の交付を受けている場合	3	福祉事務所長が特に必要と認めた場合	上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認めた場合 例）過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、児童の心身に危険が及ぶ可能性が高く、社会的養護が必要な場合	15	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">産休明け又は育休明け（注4）</td> <td style="width: 40%;">産休明け、育休明け予定者（4月1日入所については、一次選考の申込期限以降から4月中の復帰者を含む。）</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>今回の申込み以前に育児休業を取得し退所した児童</td> <td>特定教育・保育施設、地域型保育事業実施施設を利用していたが、保護者が育児休業を取得し、自主的に退所した場合において、育児休業終了後、当該施設に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>福祉事務所長が特に必要と認めた場合</td> <td>上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認めた場合 例）過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、児童の心身に危険が及ぶ可能性が高く、社会的養護が必要な場合</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> </table> <p>注1 その他の項目とは重複適用しないものとする。また、10点・15点の項目に該当する場合は、当該項目は適用しないものとする。</p> <p>注2 児童の保護者にそれぞれ加算。ただし、同一ランク相当の就労実績がある場合の加算とする。</p> <p>注3 同居の親族等の健康状態や就労状況等によっては、マイナス指数を適用しないものとする。</p> <p>注4 「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複適用しないものとする。</p> <p>注5 合計指数の上限は15点とする。</p>	産休明け又は育休明け（注4）	産休明け、育休明け予定者（4月1日入所については、一次選考の申込期限以降から4月中の復帰者を含む。）	2	今回の申込み以前に育児休業を取得し退所した児童	特定教育・保育施設、地域型保育事業実施施設を利用していたが、保護者が育児休業を取得し、自主的に退所した場合において、育児休業終了後、当該施設に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。	10	福祉事務所長が特に必要と認めた場合	上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認めた場合 例）過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、児童の心身に危険が及ぶ可能性が高く、社会的養護が必要な場合	15
産休明け又は育休明け（注4）	産休明け、育休明け予定者（4月1日入所については、一次選考の申込期限以降から4月中の復帰者を含む。）	2																						
今回の申込み以前に育児休業を取得し退所した児童	特定教育・保育施設、地域型保育事業実施施設を利用していたが、保護者が育児休業を取得し、自主的に退所した場合において、育児休業終了後、当該施設に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。	10																						
保護者が重度の心身障害の場合（注5）	身体障害者手帳1・2級（聴覚障害3級含む）、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合	5																						
	療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級の交付を受けている場合	3																						
福祉事務所長が特に必要と認めた場合	上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認めた場合 例）過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、児童の心身に危険が及ぶ可能性が高く、社会的養護が必要な場合	15																						
産休明け又は育休明け（注4）	産休明け、育休明け予定者（4月1日入所については、一次選考の申込期限以降から4月中の復帰者を含む。）	2																						
今回の申込み以前に育児休業を取得し退所した児童	特定教育・保育施設、地域型保育事業実施施設を利用していたが、保護者が育児休業を取得し、自主的に退所した場合において、育児休業終了後、当該施設に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。	10																						
福祉事務所長が特に必要と認めた場合	上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認めた場合 例）過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、児童の心身に危険が及ぶ可能性が高く、社会的養護が必要な場合	15																						

<p style="text-align: center;">別表3 「同ランク同指数となった場合の調整項目表」</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th style="width: 80%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">項目点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象児童が障害（身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳の交付を受けているか、特別児童扶養手当の支給対象となっている場合、又は医師の診断書・意見書等がある場合）を有している世帯（注1）</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>保護者の一方が長期不在の世帯（単身赴任、海外勤務、入院等）（注2）</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯（育児休業期間は除く。）（注3）</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でその期間が1年以上になる世帯（育児休業期間は除く。）（注3）（注4）（注5）</td> <td style="text-align: center;">1～5</td> </tr> <tr> <td>現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、利用希望日までの間に当該児童の年齢が1歳以上になる世帯</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>既にきょうだいが入園している場合又はきょうだいと同時に申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯（重複して適用することができる。）</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>就労実績（日数・時間）と連動した収入実績がある世帯（注6）</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>申請締め切り時に保育料を滞納している世帯（注7）</td> <td style="text-align: center;">0～-3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 障害児については、内定後であっても、障害の状況や施設の職員体制の状況等を勘案し、健康管理委員会の結果も踏まえ、入所内定とならない場合がある。</p> <p>注2 利用希望日時点で6か月以上の長期不在となる客観的な見込みがあり、利用希望日以降も1か月以上同様の状態が継続する見込みがある場合、又は利用希望日から1か月以上長期不在となる確実な見込みがある場合</p> <p>注3 預けている期間に応じて重複適用する。</p>	項 目	項目点	対象児童が障害（身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳の交付を受けているか、特別児童扶養手当の支給対象となっている場合、又は医師の診断書・意見書等がある場合）を有している世帯（注1）	1	保護者の一方が長期不在の世帯（単身赴任、海外勤務、入院等）（注2）	1	現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯（育児休業期間は除く。）（注3）	1	現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でその期間が1年以上になる世帯（育児休業期間は除く。）（注3）（注4）（注5）	1～5	現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、利用希望日までの間に当該児童の年齢が1歳以上になる世帯	1	既にきょうだいが入園している場合又はきょうだいと同時に申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯（重複して適用することができる。）	1	就労実績（日数・時間）と連動した収入実績がある世帯（注6）	1	申請締め切り時に保育料を滞納している世帯（注7）	0～-3	<p style="text-align: center;">別表3 「同ランク同指数となった場合の調整項目表」</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th style="width: 80%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">項目点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象児童が障害（身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳の交付を受けているか、特別児童扶養手当の支給対象となっている場合、又は医師の診断書・意見書等がある場合）を有している世帯（注1）</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>保護者の一方が長期不在の世帯（単身赴任、海外勤務、入院等）（注2）</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯（育児休業期間は除く。）（注3）</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でその期間が1年以上になる世帯（育児休業期間は除く。）（注3）（注4）</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でその期間が2年以上になる世帯（育児休業期間は除く。）（注3）（注4）</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、利用希望日までの間に当該児童の年齢が1歳以上になる世帯</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>既にきょうだいが入園している場合又はきょうだいと同時に申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯（重複して適用することができる。）</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>就労実績（日数・時間）と連動した収入実績がある世帯（注5）</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>申請締め切り時に保育料を滞納している世帯（注6）</td> <td style="text-align: center;">0～-3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 障害児については、内定後であっても、障害の状況や施設の職員体制の状況等を勘案し、健康管理委員会の結果も踏まえ、入所内定とならない場合がある。</p> <p>注2 利用希望日時点で6か月以上の長期不在となる客観的な見込みがあり、利用希望日以降も1か月以上同様の状態が継続する見込みがある場合、又は利用希望日から1か月以上長期不在となる確実な見込みがある場合</p> <p>注3 預けている期間に応じて重複適用する。</p>	項 目	項目点	対象児童が障害（身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳の交付を受けているか、特別児童扶養手当の支給対象となっている場合、又は医師の診断書・意見書等がある場合）を有している世帯（注1）	1	保護者の一方が長期不在の世帯（単身赴任、海外勤務、入院等）（注2）	1	現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯（育児休業期間は除く。）（注3）	1	現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でその期間が1年以上になる世帯（育児休業期間は除く。）（注3）（注4）	1	現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でその期間が2年以上になる世帯（育児休業期間は除く。）（注3）（注4）	1	現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、利用希望日までの間に当該児童の年齢が1歳以上になる世帯	1	既にきょうだいが入園している場合又はきょうだいと同時に申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯（重複して適用することができる。）	1	就労実績（日数・時間）と連動した収入実績がある世帯（注5）	1	申請締め切り時に保育料を滞納している世帯（注6）	0～-3
項 目	項目点																																						
対象児童が障害（身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳の交付を受けているか、特別児童扶養手当の支給対象となっている場合、又は医師の診断書・意見書等がある場合）を有している世帯（注1）	1																																						
保護者の一方が長期不在の世帯（単身赴任、海外勤務、入院等）（注2）	1																																						
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯（育児休業期間は除く。）（注3）	1																																						
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でその期間が1年以上になる世帯（育児休業期間は除く。）（注3）（注4）（注5）	1～5																																						
現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、利用希望日までの間に当該児童の年齢が1歳以上になる世帯	1																																						
既にきょうだいが入園している場合又はきょうだいと同時に申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯（重複して適用することができる。）	1																																						
就労実績（日数・時間）と連動した収入実績がある世帯（注6）	1																																						
申請締め切り時に保育料を滞納している世帯（注7）	0～-3																																						
項 目	項目点																																						
対象児童が障害（身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳の交付を受けているか、特別児童扶養手当の支給対象となっている場合、又は医師の診断書・意見書等がある場合）を有している世帯（注1）	1																																						
保護者の一方が長期不在の世帯（単身赴任、海外勤務、入院等）（注2）	1																																						
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯（育児休業期間は除く。）（注3）	1																																						
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でその期間が1年以上になる世帯（育児休業期間は除く。）（注3）（注4）	1																																						
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でその期間が2年以上になる世帯（育児休業期間は除く。）（注3）（注4）	1																																						
現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、利用希望日までの間に当該児童の年齢が1歳以上になる世帯	1																																						
既にきょうだいが入園している場合又はきょうだいと同時に申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯（重複して適用することができる。）	1																																						
就労実績（日数・時間）と連動した収入実績がある世帯（注5）	1																																						
申請締め切り時に保育料を滞納している世帯（注6）	0～-3																																						

利用調整基準 新旧対照表

注4 生まれ月の違いに配慮するため、利用希望月の1年6か月（2年6か月、3年6か月、4年6か月、5年6か月）以上前に生まれた児童を基本として、生まれ月が1か月遅れるごとに、認可外保育施設等に預けている期間として1か月を加えることとする。

注5 預けている期間が1年以上になるごとに1点を加算する。

注6 就労実績が就労日数・時間×最低賃金を下回る世帯はこの項目の世帯とはしない。ただし、やむを得ない事由による場合はこの限りではない。

注7 保育料の滞納状況により最大-3とする。ただし、失業・罹災等やむを得ない事由による場合や、返済が進んでいる場合にはこの限りではない。

「別表3においても同点となった場合の取扱い」

別表3においても入所判定が困難な場合は、次の順に内定とする。

1	養育している子どもが3人以上の世帯。
2	所得状況のより低い世帯。

注1 養育とは、同居し、監護（監督・保護）することをいう。子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のことをいう。

注4 生まれ月の違いに配慮するため、利用希望月の1年6か月（2年6か月）以上前に生まれた児童を基本として、生まれ月が1か月遅れるごとに、認可外保育施設等に預けている期間として1か月を加えることとする。

注5 就労実績が就労日数・時間×最低賃金を下回る世帯はこの項目の世帯とはしない。ただし、やむを得ない事由による場合はこの限りではない。

注6 保育料の滞納状況により最大-3とする。ただし、失業・罹災等やむを得ない事由による場合や、返済が進んでいる場合にはこの限りではない。

「別表3においても同点となった場合の取扱い」

別表3においても入所判定が困難な場合は、所得状況のより低い世帯を入所とする。

保育所等の利用調整基準の改正について —市民の皆様から意見を募集します—

本市では、「教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」に基づき、保護者の方の就労日数・就労時間等に基づいて保育を必要とする程度を判断し、ランク・指数・項目点の高い世帯の児童から利用の内定をしています。

同基準は、平成27年4月開始の「子ども・子育て支援新制度」に対応するために、国から示された新たな優先利用項目の追加等を行うとともに、それまでの「保育所入所選考基準」に関する市民の皆様のお意見を踏まえ、昨年、必要な見直しをいたしました。平成28年4月の入所申請に向けて、保育所等を希望する方への公平性の確保を図るため、また、国の新たな優先利用項目の検討依頼を基に、一部基準の見直しを図る改正案を取りまとめました。

つきましては、市民の皆様にお報告するとともに、広く御意見を募集します。

1 意見の募集期間

平成27年7月22日（水）から8月20日（木）まで

※郵送の場合：8月20日（木）当日必着

持参の場合：8月20日（木）17時15分まで

2 資料の閲覧場所

川崎市役所第3庁舎2階（情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）、川崎市ホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

3 意見の提出方法

御意見は、電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAXのいずれかでお寄せください。

- ◆電子メールは、インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームを御利用ください。
- ◆意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。
- ◆電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- ◆お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

4 意見募集結果の公表時期

平成27年10月

5 送付先・問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市市民・こども局こども本部 子育て推進部保育課

電話 044-200-3727 FAX 044-200-3933

事務連絡
平成27年1月22日

各都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度担当課
保育担当課 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

多子世帯を対象とする保育所等の優先利用について（依頼）

平成27年4月に施行される子ども・子育て支援新制度における保育所等の優先利用の考え方については、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付け府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号。以下「留意事項通知」という。）記の第2の7においてお示ししているところですが、今般、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）において、「社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築（中略）を進めていく」とされ、また、そのアクションプラン（個別施策工程表）において、平成27年度（2015年度）の取組として、「第3子以降を保育所等の優先入所の対象とすることを検討、課題を抽出」することが定められました。

このことを踏まえると、多子世帯を対象とする保育所等の優先利用については、留意事項通知記の第2の7（2）ウ⑨（その他市町村が定める事由）に該当するものとして、多子世帯（特に、第3子以降の子どもがいる世帯）を位置付けることが考えられます。

貴課におかれては、その趣旨を十分御了知の上、貴管内の市町村に対し周知し、可能な限り当該閣議決定の趣旨を踏まえた対応を行っていただきますようお願いいたします。

なお、各市町村におかれましては、第3子以降を保育所等の優先利用の対象とすることについて、その実施時期を含めて御検討いただき、その結果につきまして、別紙様式にて平成27年9月30日（水）までに、各都道府県ごとに取りまとめのうえ、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課企画調整係（下記問合せ先）あて、FAX又はe-mailにて報告をいただきますようお願いいたします。